

上田警察署西内駐在所建設工事設計プロポーザル実施要領

1 趣 旨

上田警察署西内駐在所の建設にあたり、地域の気候風土を踏まえた機能的で安全な施設とすることはもとより、施設の質の向上を図り地域に愛される施設とすることが必要とされています。

県では今年度より「気候非常事態宣言-2050 ゼロカーボンへの決意-」を受けた【長野県気候危機突破方針】を策定し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向け、省エネルギー化と再生可能エネルギーの積極的利用を推進することとしています。

本駐在所の設計業務においては、建物の高断熱化や設備の効率化による徹底した省エネルギー化を行い、快適な室内環境を確保しながら、建物のエネルギー消費量を削減するとともに、再生可能エネルギーの効率的な利用を進め、建物全体でエネルギー収支ゼロを目指します。

また、県の先行的な取り組みとして県民へゼロエネルギー建築物をPRするモデル施設とします。

このような施設を設計するためプロポーザルにより広く提案を求め、最適な設計者を選定します。

2 設計業務の概要

(1) 業 務 名	上田警察署西内駐在所建設工事設計業務
(2) 業 務 箇 所	上田市平井
(3) 設計する施設の概要	敷地面積 約 598 m ² 構 造 木造 規 模 延べ面積 約 130 m ²
(4) 業 務 予 算 額	520 万円 (税込)
(5) 概 算 工 事 費	6,200 万円 (税込)
(6) 事 務 局	長野県建設部施設課 〒380-8570 (県庁専用番号・住所記載不要) 長野市大字南長野字幅下 692-2 直通電話 026-235-7343 (内線 3668) ファクシミリ 026-235-7477 電子メール shisetsu@pref.nagano.lg.jp

3 日 程

・実施要領等の掲示	・・・ 令和2年 9月25日(金)～10月16日(金)
・質問	・・・ 令和2年 9月25日(金)～10月 1日(木)
・質問への回答	・・・ 令和2年10月 2日(金)
・提案書の提出	・・・ 令和2年10月 5日(月)～10月16日(金)

- ・質疑に対する書面提出 令和2年10月22日(木)～10月26日(月)
- ・審査 令和2年10月下旬
- ・審査結果の通知 令和2年11月上旬

4 提案項目等について

(1) 提案を求める項目

- ア ゼロカーボンモデルにふさわしい省エネ対策
- イ 再生可能エネルギーの効率的な利用
- ウ 見える化（エネルギー消費量、室内環境の快適性）
- エ 建設費用の低減
- オ 検証方法（工事中及び竣工時の施工精度、使用開始後の省エネ効果及び快適性）
- カ ゼロカーボンに関するPR方法

(2) 提案の検討にあたっては、以下の内容に配慮してください。

- ア 周辺環境に配慮した配置計画
- イ 建設地の周辺環境になじむ駐在所計画
(地域特性に配慮した素材（屋根、壁材等）の使用、形状など)
- ウ 節度や規律のある駐在所らしさの演出
- エ 概算工事費（税込の上限額）
- オ 動線等平面的な機能性の向上
- カ 平面的、構造的な安全性の向上（外部への視認性の確保など）
- キ オ及びカの具体的な注意事項
 - (ア) 職務内容（来訪者の相談対応、書類作成等）
 - (イ) 勤務形態（24時間体制）
 - (ウ) 必要な室と室相互の考慮すべき関連性
 - (エ) 緊急出動時の行動の容易さ
 - (オ) 車庫と事務室の関連、理想的配置
 - (カ) 敷地内における車庫の位置
 - (キ) 道路と駐在所の位置
 - (ク) 庁舎への襲撃など危険要因に対するセキュリティの構築

5 本プロポーザルの参加条件

(1) 提案者（設計者）の参加資格要件

公告日現在において、次のアからタまでのいずれにも該当している者とします。

- ア 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年長野県告示第640号。）に基づく建

建築コンサルタント業務の登録（以下「建築コンサルタント業務の登録」という。）を行っていること。ただし、県が定める書類を提案書類と同時に提出し、同等の資格があることの確認を受けた場合はこの限りでない。（同等の資格を有する者のみ審査の対象者とします。）※建築コンサルタント業務の登録のない方も参加いただけます。

イ 建築コンサルタント業務の登録と同等の資格の確認に必要な要件は「(ア)～(エ)」に掲げるすべての要件を満たしていることとする。

(ア) 建築コンサルタント等の業務に係る営業年数が、公告日の前日まで引き続き1年以上経過していること。

(イ) 建築コンサルタントの業務の業種について、公告日の直前1年間の事業年度において業務実績があること。

(ウ) 公告日において、入札参加資格を希望する業種において、建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。ただし、公告日以降に登録を抹消した場合は満たさないものとする。

(エ) 公告日において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険へ加入している（加入義務がある場合に限る。）こと。

* 委任できる営業所等は、配置職員が常駐している場合に限り（常駐職員は技術者である必要はありません。）。

* また、建築コンサルタントについて、建築士事務所の登録のない営業所へは委任はできません。

ウ 公告日現在で建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録（長野県知事登録に限る。）を受けている者であること。

エ 県発注の建設工事等に係る建設コンサルタント等の業務のうち、当該業務以外の業務（以下「他の対象業務」という。）において、委託契約約款第17条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。

オ 常勤で3か月以上の雇用関係にあり、一級建築士（建築士法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の資格を有する者を管理技術者として配置できること。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

キ 長野県内に本店を有する者であること。

ク 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。

ケ 提案書提出時において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画認可の決定を、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画認可の決定を受けていること。

コ 「県税」及び「消費税及び地方消費税」について未納額がないこと。また、個人にあつては、個人の市町村・県民税（住民税）に未納がないこと。

- サ 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け 15 会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- シ 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後、委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- ス 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札における同種業務の実績等の要件に適合しない入札参加者に対する事務処理規定により、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- セ 建設コンサルタント等の業務の入札において、長野県会計局公正入札調査委員会から協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- ソ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- タ 本プロポーザルの他の提案者と、経営上密接な関連がないこと。密接な関連が判明した場合は、警告又は入札参加資格停止要領に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。

なお、経営上密接な関連がある会社とは、次のいずれかに該当する会社をいいます。

- (ア) 人的関係のある会社
- (イ) 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (ウ) 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
- (エ) 事業協同組合とその構成員

(2) 配置技術者の資格要件

管理技術者及び主任担当技術者の配置についてそれぞれア及びイに掲げる要件を満たすものとします。

ア 管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・ 一級建築士の資格を有する者。

イ 担当技術者

担当技術者の中から、建築（意匠）、建築（構造）、建築（積算）、電気設備、機械設備の部門ごとの責任者として、主任担当技術者を 1 名ずつ選定し配置する。

なお、主任担当技術者は、担当設計業務の分野について、専門的な知識と経験を有する者とし、資格要件は次による。

- (ア) 建築（意匠）主任担当技術者については、次の資格を有する者とする。

- ・ 一級建築士の資格を有する者

- (イ) 建築（構造）主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。
- ・ 建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士の資格を有する者（以下「構造設計一級建築士」という。）
 - ・ 一級建築士の資格を有し、設計業務（主に構造）に 10 年以上の経験を有する者
- (ウ) 建築（積算）主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。
- ・ （社）日本建築積算協会が付与する建築積算士（建築積算資格者）の資格を有し、建築工事の積算業務に 3 年以上の経験を有する者
 - ・ （社）日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士（建築積算資格者）の資格を有する者
- (エ) 電気設備主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。
- ・ 建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士（以下「建築設備士」という。）の資格を有し、電気設備工事の設計業務に 5 年以上の経験を有する者
 - ・ 建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士の資格を有する者（以下「設備設計一級建築士」という。）
 - ・ 電気設備工事の設計業務に 10 年以上の経験を有する者
- (オ) 機械設備主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。
- ・ 建築設備士の資格を有し、機械設備工事の設計業務に 5 年以上の経験を有する者
 - ・ 設備設計一級建築士の資格を有する者
 - ・ 機械設備工事の設計業務に 10 年以上の経験を有する者
- ※主任担当技術者と担当技術者については、次の部門に限り兼務して良いこととする。
- ・ 建築（意匠）と建築（構造）と建築（積算）
 - ・ 電気設備と機械設備

6 提出書類

(1) 提案書に係る提出書類

ア 提案書等提出書（様式 1、A-4 判 1 枚）

イ 提案書（様式 2-1～2-6、A-4 判 6 枚）

モノクローム表現とし、各様式 1 枚以内にまとめてください。また、文字の大きさは 10.5 ポイント以上としてください。（文字数制限はありません。）

原則、文章のみの記載とし、簡単な説明図以外の図（平面図、立面図、パース等の図面）は記入しないでください。

- ウ プロポーザル参加要件確認書等（様式 3-1、3-2、A-4 判各 1 枚）
- エ 提案者の業務実績 代表作（経験が本設計に生かせると思う建築物）（様式 4）
- (2) 長野県コンサルタント等の業務入札参加資格のない者に求める提出書類
 - ア 上田警察署西内駐在所建設工事設計プロポーザル参加資格申請書（様式 5）
 - イ 提出書類確認票（様式 6）
 - ウ 誓約書（様式 7）
 - エ 社会保険等加入状況申出書（様式 8）
 - オ 経営規模等総括表（様式 9）
 - カ 業務経歴書（様式 10）
 - キ 技術者一覧表（様式 11）

7 施設課からの提供資料について

- (1) 建物要件書（PDF 形式データ）
- (2) 付近見取図・敷地図（PDF 形式データ）

8 最適候補者等の選定方法及び審査について

- (1) 設計業務を行う者の選定は、参加資格要件を満たす者から 6 の(1)の提出書類について、「令和 2 年度ゼロカーボンモデル駐在所設計プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、総合的に審査した結果により、最適候補者及び次点者を選定するものとします。
- (2) 審査委員会は、国土交通省関東地方整備局長野宮繕事務所職員 2 名、県警職員 1 名及び県職員 3 名の委員をもって構成します。
- (3) 審査委員名は、審査の公正を期すため、審査結果の公表時に公表することとします。
- (4) 審査は非公開とします。
- (5) 審査においてはヒアリングを実施しません。ただし、提案書の提出期間後から審査日までの間に審査委員から提案書に関する質疑に対する書面の提出を求める場合があります。

書面提出期間 令和 2 年 10 月 22 日（木）から 10 月 26 日（月）まで

9 審査の日程

- (1) 審査時期 令和 2 年 10 月下旬
※審査への提案者の出席は不要です。

10 審査結果等に関する事項

審査結果は参加資格要件を満たす者全員に通知します。

11 業務参加に係る留意事項

(1) 費用負担

6の(1)の提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。

(2) 提出書類の返却

提出書類は返却しません。

(3) 提案書の取扱い

6の(1)のイの提案書は、本業務の最適候補者などを特定する上での資料であり、設計は提案の内容に限定されるものではありません。

(4) 著作権

提出された提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提案者に帰属するものとします。

なお、提案書の中で第三者の著作物の使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ておいてください。第三者の著作物の使用の責は、使用した提案者にすべて帰するものとします。

(5) 提案書の使用

県は、本プロポーザルに関する事項の公表、展示をする場合に提案書が無償で使用することができるものとします。

その他の県が必要と認める場合は、提案者の承諾を得られた場合に限り、提案書が無償で使用することができるものとします。この場合、使用に際しては提案者名を明示します。

提案書に含まれる第三者の著作物の公表、展示等に関しては、使用した提案者が当該第三者に承諾を得ておいてください。

12 書類

(1) 提出書類 6の(1)の提出書類を10部（クリップ止めとする。）

6の(2)の提出書類を1部（建築コンサルタント業務の登録がない者のみ。）

提出期間 令和2年10月5日(月)～10月16日(金)午後5時まで（必着）とします。

(2) 提出時間 土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出場所 郵便番号380-8570（県庁専用のため住所の記載は不要）

（長野市大字南長野字幅下692-2）

長野県建設部施設課施設第一係 担当：小松

電話 026-235-7343

FAX 026-235-7477

E-mail shisetsu@pref.nagano.lg.jp

(4) 提出方法 郵送又は持参とします。郵送の場合は、配達証明付き一般書留郵便としてく

ださい。

なお、本応募提案は1者につき1提案としてください。

13 本業務に係る質問等

- (1) 受付期間 令和2年9月25日(金)から10月1日(木)までとします。
- (2) 受付時間 12の(3)と同じです。
- (3) 受付場所 12の(4)と同じです。
- (4) 受付方法 ファクシミリ又は電子メール(書式は自由)とします。
- (5) 回答方法 令和2年10月2日(金)までに長野県公式ホームページに掲載します。

14 最適候補者選定後の手続き

審査により選出された最適候補者へ随意契約により設計業務を委託することとします。(予定設計履行期間 令和2年11月から令和3年2月(約100日間)、予定工事期間 令和2年3月から令和3年8月(180日間))

なお、契約が整わなかった場合は、次点者と随意契約の手続きを行うこととします。